

# 福祉医療制度についてお知らせします

福祉医療とは、乳幼児や、ひとり親家庭の児童、重度の障害の方、高齢で身体の不自由な方々などに、医療費の自己負担を助成し、心身の健康の保持と、生活の安定に役立てていただくための制度です。

## ◇対象となる人◇

藤里町に住所があり、国民健康保険の被保険者及び、被用者保険本人または被用者保険の被扶養者となっている方で、次の表のとおりです。

| 福祉医療制度の区分     | 対 象 者                         | 申請の際必要なもの                        |
|---------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 乳 幼 児         | ・乳幼児（就学前）                     | ・印鑑 ・医療保険証                       |
| ひ と り 親 家 庭   | ・18歳に達する日、以後の最初の3月1日までの間にある児童 | ・印鑑 ・医療保険証<br>・本籍地が藤里町にない場合は戸籍謄本 |
| 高 齢 身 体 障 害 者 | ・65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者        | ・印鑑 ・医療保険証<br>・身体障害者手帳等          |
| 重度心身障害(児)者    | ・身体障害者手帳1～3級所持者               | ・印鑑 ・医療保険証<br>・身体障害者手帳又は療育手帳     |

※各制度とも平成20年1月1日以降に転入した方は、前住所地の所得証明が必要です。

注) 対象者でも、次の場合は福祉医療の対象にならない場合もあります。

- ① 本人及び扶養義務者の所得が、福祉医療制度で定める基準を超える場合。
- ② 他の法令などにより医療給付を受けている場合。

## ◇手続きの方法◇

藤里町役場町民生活課健康福祉係に申請してください。(7月上旬に対象者には申請書をお送りします)

**【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113 (内線 135)**

## 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の 保険料の通知が7月上旬に届きます

7月になると、平成19年中の所得に基づき、平成20年度の後期高齢者医療保険料が確定します。すべての制度加入者の方に通知書が送付されますので、ご自分の確定した保険料額や納付方法をご確認ください。

なお、4月の年金から保険料が引かれている方にも、再度通知書が届きます。これは、4月・6月・8月に引かれる保険料額が平成18年中の所得で仮に算定された額(仮徴収額)となっており、確定した平成19年中の所得で保険料額(本徴収額)を算定し直す必要があるためです。本徴収額から仮徴収額を差し引いた残額が10月・12月・2月の年金から3回に分けて引かれることになります。

また、被用者保険の扶養者であった方で9月まで保険料の徴収が凍結されている方にも、10月以降の保険料額や納付方法をお知らせする通知書が届きます。

**【お問い合わせ先】** 藤里町町民生活課 ☎79-2113 内線135  
秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155